

## 第5章 ごみ処理基本計画

### 第1節 ごみの発生量及び処理量の見込み

#### 1. 達成目標

本計画では、ごみ処理の現況やごみ発生量の見込み等から、国及び北海道の目標等を勘案して、本町が達成すべき減量化・資源化目標を定めます。

数値目標の達成年度は、本計画の策定から5年後の平成29年度とします。

北海道廃棄物処理計画（平成22年4月）の減量目標では、平成26年度において、生活系ごみ量原単位を600g/人/日以下としています。このため、本計画においても、平成26年度にこの目標の達成を目指し、平成27年度以降については、対前年比1%削減をするものとします。したがって、平成29年度の生活系ごみ量は、平成23年度の実績値に対して72g/人/日の減量となります。事業系ごみ量（漁業系一般廃棄物を除く）についても、北海道廃棄物処理計画に準拠し、平成26年度のごみ量を平成19年度ごみ量の15%減とします。平成27年度以降については、生活系ごみと同様に対前年比1%削減をするものとします。

生活系ごみ及び事業系ごみの減量は、「第5章第2節ごみの発生抑制のための方策」の実施により、達成を目指していくものとします。

リサイクル率については、本町は既に高いリサイクル率を達成しているため、これに、容器包装廃棄物全品目の分別収集を実施するものとして、ごみ処理の見通し（資料編参照）における予測値を目標とします。

最終処分の目標については、現況の処理システムが、熔融スラグを資源化することにより、最終処分量を最小化しているため、平成19年度からの削減比ではなく、現況の処理システムを継続するものとして、ごみ処理の見通し（資料編参照）における予測値を目標とします。

上位計画における減量化・資源化目標値を表5-1-1に、本町のごみ処理に係る数値目標を表5-1-2に示します。

表 5-1-1 上位計画における減量化・資源化目標値

項目	廃棄物処理法の 基本方針 1	道の計画 目標値 2
策定年月	平成22年12月	平成22年4月
排出量に係る目標値	目標年度：平成27年度 ・現状（平成19年度）に対して、排出量を約5%削減する。	目標年度：平成26年度 ・排出量：平成19年度対比約15%削減 ・1人1日排出量：1,000g/人/日(平成19年度対比約12%削減) ・1人1日生活系排出量：600g/人/日
	再生利用に係る目標値	目標年度：平成26年度 リサイクル率：30%以上
最終処分に係る目標値	目標年度：平成27年度 ・最終処分量を現状（平成19年度）に対し、約22%削減する。	目標年度：平成26年度 ・最終処分量：平成19年度対比約29%削減

- 1:「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」  
（環境省告示34号 平成13年5月7日、(改正)環境省告示130号 平成22年12月20日）  
2:「北海道循環型社会形成推進基本計画(平成22年4月)」、「北海道廃棄物処理計画(平成22年4月)」に係る  
数値目標

表 5-1-2 本町のごみ処理に係る数値目標

項目		現況	数値目標		
		H23	H26	H29	H39
(1)減量目標	生活系ごみ量原単位(g/人/日)	654	600以下	582以下	526以下
	事業系ごみ量(t/年)	404	197以下	191以下	171以下
(2)リサイクル率(%)		61	66以上	66以上	67以上
(3)最終処分率(%)		26	3以下	3以下	3以下

注) 減量目標、最終処分率には漁業系一般廃棄物は含みません。

## 2. 計画ごみ量

数値目標年度（平成26、29年度）、計画目標年度（平成39年度）における計画ごみ量は、表5-1-3のように推計されます。

目標年度以外の年度の計画ごみ量は、図5-1-1に示します。

表 5-1-3 計画ごみ量

区分	単位	現況	数値目標年度		計画目標年度
		H23	H26	H29	H39
行政区域内人口	人	4,395	4,230	4,084	3,675
生活系ごみ量原単位(除く集団回収)	g/人/日	654	600	582	526
生活系ごみ量	t/年	1,049	926	868	706
燃やせるごみ	"	901	796	746	607
燃やせないごみ	"	56	49	46	37
資源ごみ	"	92	81	76	62
事業系ごみ量	"	404	197	191	171
燃やせるごみ	"	324	158	153	137
燃やせないごみ	"	80	39	38	34
その他(漁業系一般廃棄物)	"	4,391	4,436	4,456	4,482
集団回収量	"	165	171	173	176
リサイクル率	%	61.7	66.6	66.8	67.5
最終処分率	"	26.2	2.6	2.6	2.6
ごみ総排出量原単位(除く漁業系一般廃棄物)	g/人/日	1,009	838	826	785
ごみ総排出量原単位	g/人/日	3,746	3,711	3,816	4,126

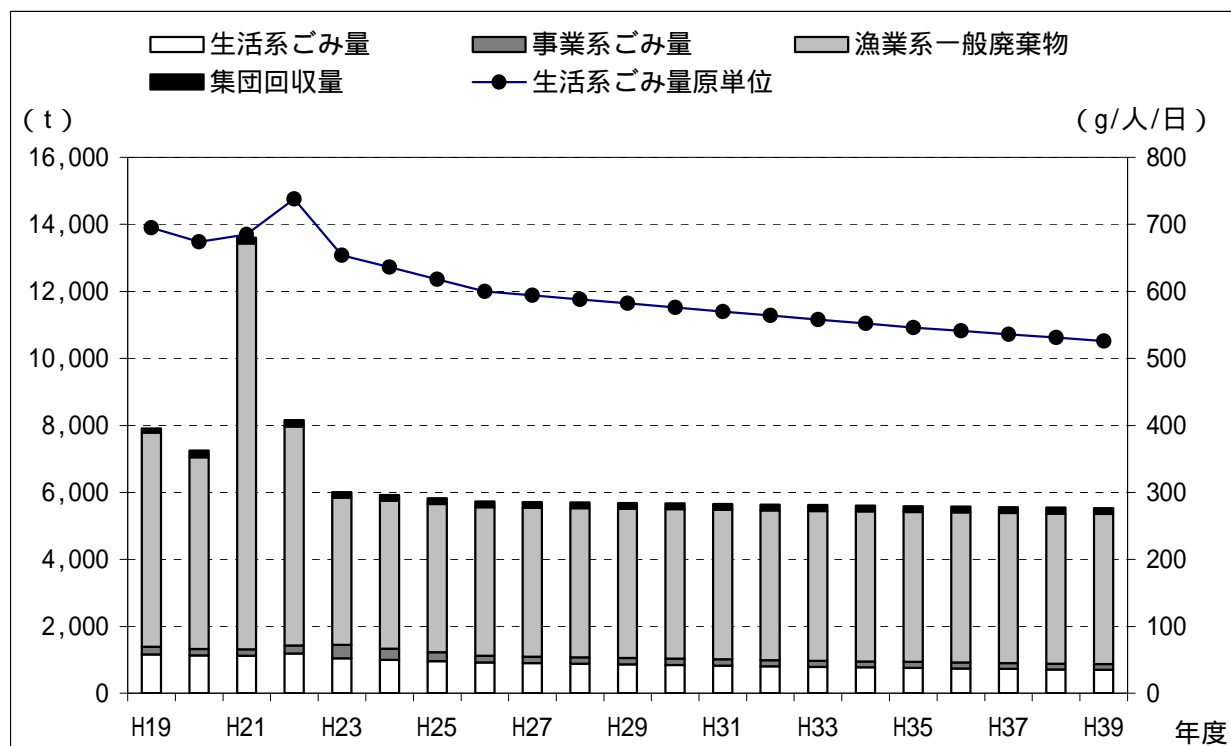


図 5-1-1 計画ごみ量

## 第2節 ごみの発生抑制のための方策

### 1. 排出抑制・再資源化計画

#### 1-1. 基本方針

循環型社会における 3R 等の概念図を図 5-2-1 に示します。

本町は、循環型社会の構築を目指して、住民・事業者・町が一体となって、3R（Reduce：リデュース、Reuse：リユース、Recycle：リサイクル）の推進に取り組んでいくものとします。

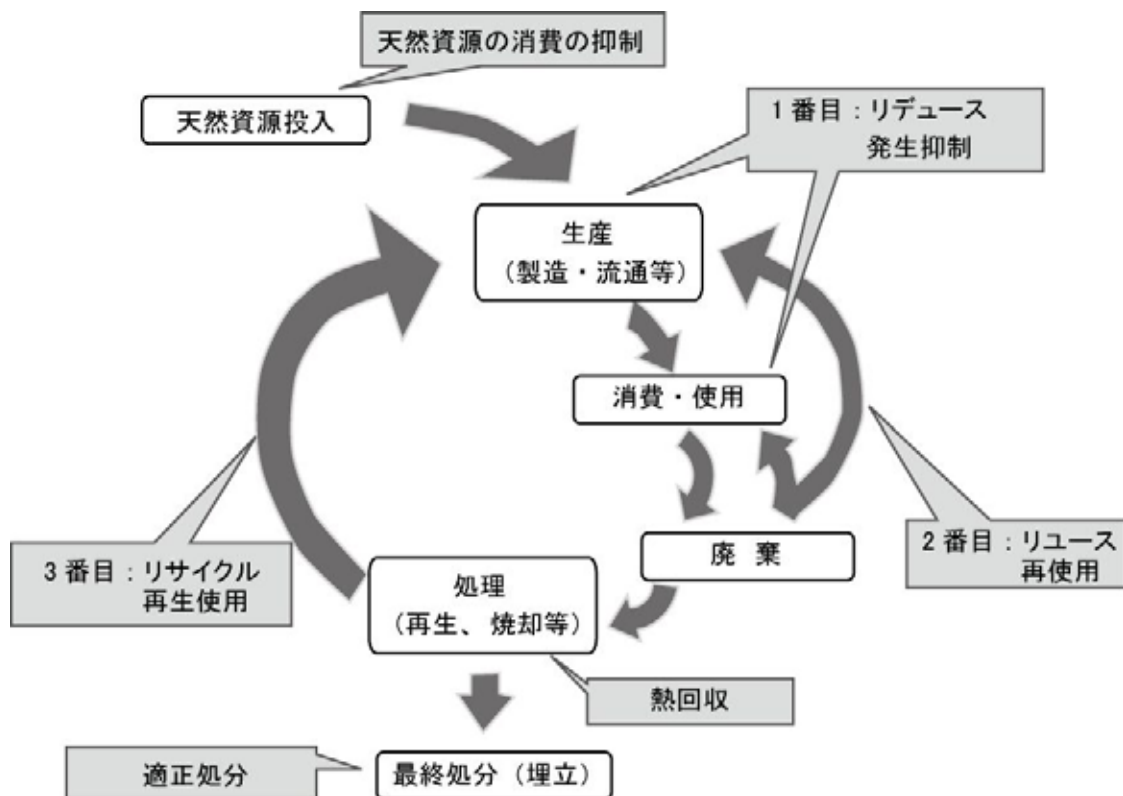


図 5-2-1 循環型社会概念図

#### 1-2. 施策内容

##### 1-2-1. 行政（町）における方策

町は、住民、事業者への 3R 等の普及啓発、情報提供や支援などを行うとともに、各種リサイクル法など関係法令の着実な実施により、循環型社会形成に関する取組を促進させるものとします。

また、町自ら庁舎や関係施設からの廃棄物の発生抑制など、3R 等の実践を率先して行っていくものとします。

**(1) 教育・啓発活動の充実**

3R 等ごみに対する意識向上を図るため、住民への広報活動を行うとともに、住民、事業者等へ啓蒙し、3R を促進します。

**(2) 分別排出の徹底**

収集・運搬や中間処理施設での安全で効率的な処理を行うため、分別排出の徹底を住民、事業者へ啓発していきます。

また、必要に応じ、収集段階や中間処理施設への搬入段階で、展開検査等を行い、分別状況を把握します。

**(3) 施設見学会の実施**

ごみ処理の状況について広く住民に理解を求めするため、処理施設の見学会等を通じてごみ処理に対する意識向上を図ります。

**(4) ごみ処理手数料**

本町では、燃やせるごみ、燃やせないごみについて、ごみ処理費手数料を徴収しています。住民、事業者のごみ減量に対する意識啓発等の一手段として、今後とも、ごみ処理費用の有料化は継続して実施するものとし、また、必要に応じ、処理手数料の見直しを図っていくものとしします。

**(5) 中間処理の推進**

本町から発生する一般廃棄物は、広域連合の各施設（燃焼熔融施設、粗大ごみ処理施設、リサイクルプラザ、最終処分場）にて、適正に処理されています。また、漁業系一般廃棄物については、本町の施設で堆肥化処理を行われており、年間 3,000t 以上が堆肥として販売されています。

今後とも、広域連合における処理・処分及び本町の堆肥化処理は継続するものとしします。

**(6) 容器包装廃棄物の分別収集の拡充**

現在、容器包装廃棄物の内、分別収集を行っていない、紙類、プラスチック類について、分別収集計画に基づき、分別収集の開始時期を検討するものとしします。

**(7) 庁用品、公共関与事業における再生品の使用促進**

行政が民間の模範となるよう実践し、役場内での再生品の使用促進やごみ発生量の抑制、分別、資源化などに努めます。また、公共事業における再生品の使用促進などを行います。

**(8) 各種リサイクル法への対応**

容器包装リサイクル法、食品リサイクル法、建設リサイクル法、家電リサイ

クル法、自動車リサイクル法等の適正な運用を図り、循環資源の再生利用等の促進を図ります。

### 1-2-2．住民における方策

住民は、循環型社会への転換を図るため、3R を意識した生活様式になるよう努めていくものとし、また、本町の 3R 施策に協力するものとします。

住民における方策を表 5-2-1 に示します。

表 5-2-1 住民における方策

区 分	方 策
リデュース (発生抑制)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 買い物袋の持参</li> <li>・ レジ袋の辞退</li> <li>・ 簡易包装された商品の購入</li> <li>・ 過剰包装の辞退</li> <li>・ 詰替商品、ばら売り、量り売り等の購入</li> <li>・ 長期間使用可能な商品の購入</li> <li>・ リース、レンタル商品の活用</li> <li>・ 物を大切に長く使う</li> <li>・ 家電製品等を修理して使う</li> <li>・ 廃棄食品をなくす</li> <li>・ 生ごみの堆肥化</li> <li>・ 生ごみの水切り</li> </ul>
リユース (再使用)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ リターナブル容器使用商品の購入</li> <li>・ 中古品の利用</li> <li>・ フリーマーケット、リサイクルショップの活用</li> <li>・ デポジット製品の利用、協力</li> </ul>
リサイクル (再生利用)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 再生品の利用</li> <li>・ 資源ごみの分別排出</li> <li>・ 不用家電の小売店等への引き渡し</li> <li>・ 集団回収の実施、参加</li> </ul>
適正処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 分別排出の徹底</li> </ul>

### 1-2-3 . 事業者における方策

事業者は、事業活動によって生じるごみの排出抑制、適正な循環的利用に努めるとともに、ごみの減量、その他の適切な処理に関して、本町の施策に協力するものとします。

事業者における方策を表 5-2-2 に示します。

表 5-2-2 事業者における方策

区 分	方 策
リデュース (発生抑制)	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 製造工程の効率化</li><li>・ 歩留まりの向上</li><li>・ 過剰包装の自粛、簡易包装の推進、レジ袋の削減</li><li>・ リース、レンタルの利用</li><li>・ 製品の長寿命化</li><li>・ 長期の製品の修理体制の構築</li><li>・ 包装材・梱包材の削減</li></ul>
リユース (再使用)	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 使用済み製品の利用</li><li>・ 部品の再使用</li><li>・ 容器包装資材等の繰返し使用</li><li>・ デポジット制度の拡充</li></ul>
リサイクル (再生利用)	<ul style="list-style-type: none"><li>・ リサイクルが容易な製品の開発、製造</li><li>・ リサイクルが可能な素材等の使用</li><li>・ 循環資源の再生品原材料等としての利用</li><li>・ リサイクル製品の販売</li><li>・ グリーン購入の実践</li></ul>
適正処理	<ul style="list-style-type: none"><li>・ リサイクルが困難なものの適正処分</li><li>・ 有害物質を含まない製品づくり</li><li>・ 管理体制の整備</li><li>・ 職場等における適正処理の普及啓発</li></ul>

## 2. 分別収集の種類及び区分

ごみの分別は、現状の区分に加え、将来的には容器包装廃棄物全品目の収集を行い、ごみの資源化を図るものとします。

表 5-2-3 分別収集の種類及び区分

区 分	ご み の 種 類
燃やせるごみ	生ごみ、紙くず、プラスチック類、ゴム、革製品、衣類等
燃やせないごみ	ガラス、せともの、なべ、やかん等
資源物	空き缶（鉄製、アルミ製）、空きびん（無色、茶色、その他）、ペットボトル、その他プラスチック製容器包装、白色トレイ、紙パック、段ボール、その他紙製容器包装、衣類（綿50%以上）、小型家電
大型ごみ	布団、畳、マットレス、自転車等
収集できないごみ：テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、乾燥器、エアコン、パソコン等	

網掛：新規収集品目



### 第3節 ごみ処理計画

#### 1. 収集・運搬計画

##### 1-1. 基本方針

効率的で環境に配慮した収集・運搬体制を整備し、住民の衛生的な生活環境を確保します。

##### 1-2. 施策内容

###### 1-2-1. 収集計画

各ごみの排出方法、収集方法については、現在の方法を維持することを基本とします。また、容器包装の新たな品目については、原則として現状の容器包装の収集方式と同様とします。この収集品目の追加により、収集経費の増加等が見込まれるため、効率的な収集体制を構築するものとします。

表 5-3-1 分別収集区分・収集方法

分別区分	ごみの種類	排出形態	収集方式	収集回数
燃やせるごみ	生ごみ、紙くず、プラスチック類、革製品、衣類等	指定ごみ袋（オレンジ色）	ステーション	週2～3回
燃やせないごみ	ガラス、せともの、なべ、やかん等	指定ごみ袋（若草色）		月2回
資源物	空き缶、空きびん、ペットボトル	指定容器等		月2回
	その他プラスチック製容器包装、白色トレイ、紙パック、その他紙製容器包装	（指定）袋		
	段ボール	梱包		
古着・古布	綿50%以上の布（トレーナー、ポロシャツ等）	-	回収ボックス	常時
小型家電	小型家電	-	回収ボックス	常時
大型ごみ	布団・畳・マットレス・自転車等	-	戸別	各月第5週の水曜日で夏期間（4～10月）に限る

網掛：新規収集品目

### 1-2-2 . ごみ処理手数料の効果の検証

現在行っているごみ処理の有料化について、住民のごみ排出に対する意識等の調査を行い、必要に応じて、料金や徴収方法、収集方法の見直しを図っていくものとします。

また、漁業系一般廃棄物の処理手数料についても、その処理費用が増加していることから、適切な見直しを図っていくものとします

### 1-2-3 . 分別の徹底

燃やせるごみや燃やせないごみ等の分別の徹底を図るため、収集ごみの展開検査や排出方法等の啓発を実施していくものとします。

## 2 . 中間処理計画

### 2-1 . 基本方針

広域連合の各施設は、DBO 事業による長期運営委託をしているため、本町としては、広域連合とともに維持管理基準等が遵守され、適切に運営管理されているか監視していくものとします。

また、本町の施設である漁業系一般廃棄物処理施設については、適正かつ安全で効率的な運営・管理を行っていくものとします。

### 2-2 . 施策内容

#### 2-2-1 . 適正な運営管理

本町は、DBO 事業における契約書、要求水準書等に基づく、維持管理基準や監視項目の遵守状況、測定結果を監視し、適正な運営管理が行われていることを確認するものとします。また、本町はごみの減量に努め、中間処理等における環境負荷の低減を図っていくものとします。

また、漁業系一般廃棄物処理施設については、堆肥の品質管理を適切に行い、さらに、施設周辺環境への影響など、必要に応じて調査等行っていくものとします。

#### 2-2-2 . 情報公開

廃棄物処理法改正（平成 23 年 4 月 1 日施行）において、廃棄物処理施設の維持管理状況の情報の公表が義務付けられたことにより、あわせて、「豊浦町情報公開条例（平成 15 年 3 月）」により、これに該当する広域連合の溶融施設

の排ガス測定結果など施設の運営管理状況を、広域連合や本町のホームページなどで、情報公開していくものとします。

なお、本町の堆肥化施設（漁業系一般廃棄物処理施設）には、維持管理状況の情報の公表の義務付けはされていません。

### 2-2-3．分別の徹底

施設への搬入段階で、適時、展開検査などを行い、分別の徹底を図っていきます。

## 3．最終処分計画

### 3-1．基本方針

排出段階及び中間処理段階で、最終処分量の減量化・減容化に努め、安全かつ適正な埋立処分を行います。

### 3-2．施策内容

#### 3-2-1．適正な運営管理

最終処分場は、今後、数十年に渡る長期的な運営管理を行う必要があります。そのため、浸出水処理施設については、広域連合を主体として、施設の保全計画や延命化計画を策定し、長寿命化を図っていきます。

また、周辺環境に十分配慮するとともに、定期的に水質検査を実施し、最終処分場の適正な維持管理を行います。

#### 3-2-2．情報公開

廃棄物処理法改正（平成 23 年 4 月 1 日施行）において、廃棄物処理施設の維持管理状況の情報の公表が義務付けられたことにより、あわせて、「豊浦町情報公開条例（平成 15 年 3 月）」により、これに該当する広域連合の最終処分場の埋め立てた一般廃棄物の種類や量、水質の測定結果など施設の運営管理状況を、広域連合や本町のホームページなどで、情報公開していくものとします。

## 第4節 その他ごみ処理に関し必要な項目

### 1. 災害廃棄物に関する事項

北海道の津波浸水予測では、本町の船見町、大岸、礼文華地区において、沿岸最大水位が、7m 以上となっています。この浸水域の予測から被害対象家屋を想定し、「震災廃棄物対策指針」及び「水害廃棄物対策指針」に基づき、災害時の一般廃棄物の処理について、広域連合と協議し、計画策定を行うものとします。

### 2. 海岸漂着物対策に関する事項

胆振地域では、海岸の良好な景観と環境を保全するため、関係者が連携して海岸漂着物等の円滑な処理とその発生抑制を図ることを目的として、「胆振地域海岸漂着物対策推進協議会（平成 22 年 4 月発足）」を設けています。この協議会の構成団体は、本町を含めた管内市町（室蘭市、苫小牧市、登別市、伊達市、豊浦町、洞爺湖町、祖壮瞥町、白老町、安平町、厚真町、むかわ町）、海岸管理者、海岸清掃等に関わる民間団体、漁業協働組合、学識経験者、関係行政機関等からなります。

協議会では、美化重点地区や海岸漂着物対策等について協議し、本町は、美化重点地区選定要望箇所（グリーンニューディール基金を活用した海岸漂着物等回収・処理要望等事業）として、日高胆振沿岸豊浦海岸高岡・大岸・礼文華地区を要望しています。